

令和6年 2月7日

保護者のみなさま

藤井寺市立藤井寺北小学校
校長 宇野 貴子

参観時における校内の写真・ビデオ撮影の扱いについて(改訂)

平素より、本校教育活動にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

今年度の年度末参観におきましては4年ぶりに体育館での学習発表(低・中・高より1学年ずつ)も行うことになりました。それに伴い学習発表での撮影について校内で協議し、その結論を先にお伝えいたしました。

しかしながら参観日が近づく中で、より保護者の願いに沿いたいということと教育的観点に基づいた学校の対応について再度協議し、保護者のみなさま方に再協議した内容とお願いしたいルールについてご報告させていただくことにいたしました。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

① 協議したこと ★…再協議事項

- 運動会・入学式・卒業式と授業参観時の撮影について
- 体育館・教室における授業参観について
- 個人情報の観点について
- ★撮影を許可する場所について

< 撮影を許可しても良いという意見 >

- ・学習発表を参観に来られなかった方にも参観していただける。
- ・運動会・入学式と学習発表は同等にしてもよいのではないか。
- ・児童が自分の取り組みについて振り返り、今後の活動の良い動機づけにすることができる。
- ・学習参観をより一層ご家庭の話題にすることができる。
- ・児童の成長を記録として残しておく。
- ★体育館であっても教室であっても、学習発表という形式ならば上記の点で認めてもよいのではないか。

< 撮影を許可するのは難しいという意見 >

- ・個人情報の観点から SNS での問題が起りかねない。
- ・教室での授業参観は多くの保護者からの撮影があると児童の気持ちが学習に集中できなかったり学習時の様々な児童の様子が記録されたりすることから禁止にしており、学習発表も参観と同義である。
- ・撮影時のマナーについてどこまで同意していただけるのか。
- ★教室での撮影が授業以外にも及ぶのではないか。
- ★どこまでの活動が「学習発表」になるのか。

② 結論 ★再協議後の追記事項

参観では★学習発表の形式のみ運動会等と同様に写真・ビデオ撮影をしても

よいこととするが、保護者の方にもマナーを守っていただくように周知する。

★教室等でも学習発表であるならば撮影をしてもよい。ただし必ず担任が指示

した場面や説明をしてからの撮影を守っていただく。

★休み時間や担任の指示の無い場面での撮影はしないようにお伝えする。

★参観で撮影ができる学習発表の時は事前に学年だより等でお伝える。

※基本的には参観時の撮影はこれまで通りできませんが、担任・学年が許可をした授業(学習発表)については場所を問わず撮影ができます、という意味合いです。

個人で撮影された写真や動画の取扱いについて以下の点について、ご注意
ならびに配慮をお願い致します。

- (1) SNS (Instagram、X、YouTube、Tik Tok 等)など、不特定多数が閲覧でき個人が特定できるような写真や動画のアップはしないでください。
- (2) 写真データや動画のデータのやりとりについては、あくまでも個人使用の許された範囲で使用をお願いいたします。
- (3) 肖像権を侵害するような掲載や使用などは絶対にないようにお願いいたします。
- (4) 特に最近問題になっている SNS 上のトラブルを回避するため、ご家庭が撮影した映像はお子様には渡さないようにご協力をよろしくお願いいたします。

今後も児童が気持ちよく力を発揮できるように、また、行事後は良い思い出になるようにご協力をお願いいたします。